

素案からの主な変更点について

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
1	1	2	10	第1部「第2章 1障害者の現状」 1障害児者の現状(1)人口の推移、手帳所持者数の推移 【1段落目】 増減 ⇒ 推移に修正 【2段落目】 令和3年度(2021)には8万2057人と最も多くなっていますが ⇒令和3(2021)年度の8万2,057人を ピークに増加を続けていましたがに修正 ※資料2-1パブコメNo12、13:赤字部分修正
2	1	2	16	(4)精神障害者の状況 図2-10 「精神障害者保健福祉手帳所持者数および自立支援医療(精神通院医療)申請件数の推移」 手帳所持者数が比較的少なめで自立支援医療の人数の対比を視覚的にわかりやすくするため、スケールを8,000で統一。 ※資料4団体ヒアリングNo1
3	1	2	25	第1部「第2章 2前障害者計画の振り返り」 施策の柱1 相談支援体制の充実 中期 2つ目の○ 令和元(2019)年度、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所 8か所 の誘致を図りました。 ※資料2-1パブコメNo9:赤字部分追加
4	1	2	25	施策の柱1 相談支援体制の充実 後期 最後の○ 品川福祉カレッジ研修の 令和5年度の実施回数を追加 ※資料2-1パブコメNo10
5	1	2	27	施策の柱2 地域生活支援体制の整備 後期 (1)1つ目の○ 区立西大井つばさの家(7名→9名) ⇒(定員7名→定員9名)に修正 (2)2つ目の○ 令和4(2022)年度、区立出石つばさの家の実施設計が完了し、 既存建物の 解体工事に着手しました。 ※資料2-1パブコメNo19:赤字部分追加
6	1	2	28	施策の柱3 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実 中期 4つ目の○ 発達支援ガイドブック ⇒ 品川区子ども 発達支援ガイドブック ※資料2-1パブコメNo20:赤字部分修正
7		2	30	施策の柱5 人材育成 後期 移動支援従事(じ)者研修 ⇒移動支援従 業 (ぎょう)者研修 ※資料2-1パブコメNo57、団体ヒアリングNo2:赤字部分修正

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
8	1	2	33	施策の柱9 障害者理解と共感のやさしいまちづくり 後期 一番上の○ 令和3(2021)年度、「障害者差別解消法ハンドブック」の改訂版を発行しました。 ※事務局：赤字部分追加
9	1	2	47	第1部「第2章 3アンケート調査結果」 ⑪ 災害発生時での困りごと【在宅障害者調査】2段落目 令和元(2019)年度調査と比較すると、在宅障害者では、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」以外の困りごとの項目はいずれも回答比率が下がっており～。 ※資料2－1パブコメNo25：赤字部分追加
10	－	－	54	2025東京デフリンピックのコラムを掲載。 ※資料4団体ヒアリングNo14
11	2 ・ 3	3 ・ 3	59 ・ 111	第2部「第3章 施策の方向性」 2 保険・医療・福祉の連携の推進 精神障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど医療的支援を受ける障害のある人が地域で安心して暮らせるように、分野を超えた多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携強化に取り組みます。 ※資料4団体ヒアリングNo9、No10：赤字部分追加(P113も同様)
12	2	4	64	第2部「第4章 重点的に取り組むべき施策」 2 重症心身障害・医療的ケアの充実 (1)医療的ケアの相談支援【アンケート調査結果の囲み】 「児者」とともに～。 ⇒障害のある人、障害のある子どもともに医療関係者の割合が突出して高い結果となりました。 ※資料2－1パブコメNo26：赤字部分修正
13	2	4	65	2 重症心身障害・医療的ケアの充実 (2)重症心身障害・医療的ケアに対応した障害福祉サービス 【本文4段落目】 さらに、将来、特別支援学校等を卒業する重症心身障害の子どもたちが必要に応じて、障害福祉サービスを利用できるように、生活介護や就労継続支援B型などの施設を整備して、日中活動系サービスの拡充に努めます。 ※事務局：赤字部分追加
14	2	4	66	3 障害のある子どもへの支援(1)相談支援 【本文3段落目】 (元)発達に支援が必要な子どもの成長を支えるための中核的な支援施設である～ ⇒発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の中核施設である児童発達支援センターにおいて ※事務局：赤字部分修正
15	2	4	67	3 障害のある子どもへの支援 (2)障害児通所支援 【アンケート調査結果の囲み 1段落目】 18歳未満の人を対象にしたアンケートでは、サービス利用の際の困りごとは、～で、いずれも前回調査と比較するとゆるやかに改善している結果となりました。 ※資料2－1パブコメNo27、資料4団体ヒアリングNo3：赤字部分追加

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
16	2	4	69 ・ 111	4 地域生活への移行・継続の支援 (2)施設入所している人の地域移行 【アンケート調査結果の囲み 1段落目】 施設に入所している227人を対象としたアンケートの有効回収数は116人であり、その内訳は、本人が24人、施設職員など本人以外が91人、不明が1人でした。 ※資料2－1パブコメNo28、資料4団体ヒアリングNo5:対象者数116名から修正 【本文】2・3段落目 なお、令和5(2023)年度から37人の施設入所者の地域移行に取り組み、2人(令和6年3月現在)の地域移行が実現しました。 今後、地域生活を希望する人に対し、必要に応じて意思決定支援を行いながら、引き続き地域移行の取り組みを進めます。 ※事務局:赤字部分追加(P111同様)
17	2	4	70	5 就労支援の充実 (1)【アンケート調査結果の囲み 3段落目】 (元)前回調査と比較すると、一般就労をしている人の割合が増加し、福祉的就労の割合は減少傾向にあります。 ⇒一般就労をしている人、福祉的就労をしている人の割合は共に増加しています。 ※パブコメNo29:赤字部分修正 (2)【本文1段落目】 障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げや就労支援の充実等にと もない、今後、さらに障害のある人の就労参加の増加が見込まれます。 ※資料2－1パブコメNo30:赤字部分追加
18	3	1	77	第3部「第1章 計画の成果目標」 1 施設入所者の地域生活への移行 【目標の表の注釈】 現状は令和4(2022)年度末(地域生活移行者数は累計値) 目標は令和8(2026)年度末時点(地域生活移行者数は累計値) ※事務局:赤字部分追加
19	3	1	78 ～ 79	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1)国の基本指針 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標は、東京都において設定されています。 また、国の基本指針に基づき、東京都が算出した令和8年度末の長期入院患者の区内 地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)は、 21人が見込まれています。 (2)区の成果目標 ◆国の基本指針で示された区市町村の活動指標を区の成果目標とします。 ◆精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連 携強化を図るとともに、今後の支援の在り方や取組を協議します。 ◆精神障害のある人の地域移行にあたり、必要となる障害福祉サービス等の充実に努 めます。 ※資料2－1パブコメNo3・資料4団体ヒアリングNo6:赤字部分追加
20	3	1	80	3 地域生活支援の充実 (2)区の成果目標 地域生活支援拠点の主な機能である「①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③障害福祉 サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の 体制づくり」 ※資料4団体ヒアリングNo4:赤字部分追加(P68、116同様)

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
21	3	1	87～88	6 相談支援体制の充実・強化等 (1)国の基本指針 【前期計画からの変更点】の囲み P88 協議会→地域自立支援協議会 ※パブコメNo35:赤字部分追加 (2)区の成果目標 P88表 ・◆地域自立支援協議会の活用 ・表の欄外に注釈追加 ※資料2－1パブコメNo35、資料4団体ヒアリングNo7:赤字部分追加
22	3	1	89	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 (2)区の成果目標 ◆都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に参加することで、区職員のスキルアップを図ります。 ◆事業所の第三者評価受審を促し、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を事業所と共有することで、事業所の適正な運営の確保と給付請求の適正化を図ります。 ※資料2－1パブコメNo8、団体ヒアリングNo6:赤字部分追加 表の欄外に注釈を追加 ※資料2－1パブコメNo36
23	3	2	91	第2章サービス見込量および確保の方策 ■サービス見込量の設定について(囲み) 各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ、サービス見込量を設定しました。 なお、サービス見込量は推計値であり、サービス利用量の上限を定めたものではありません。 ※事務局:パブコメの意見を踏まえ、「自然体推計」などわかりにくい部分を削除。 見込量はサービス利用料の上限でないことを明記。
24	3	2	93～94	第3部「第2章 サービス見込量および確保の方策」 1 障害福祉サービス(2)日中活動系サービス P93【就労選択支援】 就労を希望する障害者に対して、就労・障害福祉サービスを利用する前にアセスメント等を実施し、適切な就労・障害福祉サービスを利用できるようにサービス等の選択に係る支援を行います。 なお、就労選択支援は令和7(2025)年10月からサービス開始の予定です。 P94■サービス実績および見込量 注釈で、就労選択支援の実績がない理由を追加 ※資料2－1パブコメNo37:赤字部分追加 就労選択支援の見込量(令和7年度:15件、令和8年度:20件)を追加。 ※資料2－1パブコメNo38
25	3	2	94	1 障害福祉サービス(2)日中活動系サービス ■見込み量確保の方策 1つ目の○ 障害者の重度化・高齢化への対応、特別支援学校等卒業生の通所先確保のため、小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地、八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所(ピッコロ)の移転拡張の整備により、生活介護の定員を拡大と医療的ケア対応の充実を図ります。 ※資料4団体ヒアリングNo8:赤字部分追加
26	3	2	99	2 児童福祉法に基づく障害児支援 令和6年4月から児童発達支援の類型がなくなるため、児童発達支援の見込量を修正(医療型児童発達支援の見込量を児童発達支援に加算)。 ※事務局

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
27	3	2	101	1 障害福祉サービス (3)障害児入所支援 ■サービス実績および見込量 表欄外の注釈 都が受給者証を発行しているため、区は令和5年度以前の実績を把握していません。 ※資料2-1パブコメNo55:赤字部分追加
28	3	2	103	3 地域生活支援事業(1)必須事業 ■事業名・内容 「日常生活用具給付等事業」 重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。 令和6年度、障害児のいる世帯については所得制限を撤廃する予定です。 ※事務局:赤字部分追加
29	3	3	108	第3部「第3章 今期の主要テーマと取り組みの方向性」 施策の柱1 相談支援の充実 現状と課題 【最後の段落】 また、相談支援では障害種別や障害特性により、利用できる障害福祉サービスや課題解決のためのアプローチ方法も変わるため、障害特性をよく把握してその特性に対応した専門相談の充実に努めます。 ※事務局:主な施策・取組の表記と統一
30	3	3	109	施策の柱1 相談支援の充実 (1)相談支援体制の強化 【施策・取組の内容の最後の箱】 ヤングケアラー支援については、家族がケアを抱え込むことを防ぐため、コーディネーターを中心に連携していくとともに、直接的支援に繋がる事業メニューを実施していきます。(←事業メニューの拡大についても検討していきます) ※資料2-1パブコメNo2:赤字部分修正
31	3	3	110	施策の柱1 相談支援の充実 主な施策・取組 (2)障害特性に応じた専門相談の充実 【3つ目の箱】 発達障害者成人期支援事業や品川区発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」を中心に、発達障害に関する専門相談の充実に取り組みます。 ※資料2-1パブコメNo52:赤字部分追加
32	3	3	110	施策の柱1 相談支援の充実 主な施策・取組 (2)障害特性に応じた専門相談の充実 ■【4つ目の箱】 品川区発達障害者相談支援センターでは、発達障害者の地域生活を支援するため、日常生活や就労の相談等を行っています。 (居場所の提供、自立支援プログラムの提供を削除) ■【5つ目の箱】 品川区精神障害者地域生活支援センターでは、精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、交流の場の提供等を行っています。 (就労の相談を削除) ※事務局:実際の支援内容に合わせて記載
33	3	3	112	施策の柱2 地域生活の支援の充実 (2)地域生活への移行・継続の支援 【3つ目の箱】 グループホームから一人暮らしへの移行について、地域生活支援拠点の体験の場を活用する等、希望する一人暮らしが実現し継続できるよう、自立生活援助等の支援を行っています。 ※事務局:赤字部分追加

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
34	3	3	118	施策の柱3 障害福祉サービス等の充実 主な施策・取組 (3)重症心身障害・医療的ケアの支援の推進 【7つ目の箱】 「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の開催や医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業等、重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援の構築を進めます。 ※事務局:「医療的ケア児等コーディネーターの配置」から事業名 に変更
35	3	3	119	施策の柱3障害福祉サービス等の充実 (3)重症心身障害・医療的ケアの支援の推進 【2つ目の箱】 医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進め、看護師を配置していきます(←配置しています)。 ※資料2-1パブコメNo43:赤字部分修正
36	3	3	119	施策の柱3 障害福祉サービス等の充実 主な施策・取組 (4)精神障害に対応した地域包括ケアの推進 【3～5つ目の箱】 精神障害者地域サポート24事業、精神障害者交流スペース「憩いの場」、精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」 ※資料2-1パブコメNo51:赤字部分を施策・取組の内容に追加
37	3	3	120	施策の柱3 障害福祉サービス等の充実 主な施策・取組 (5)サービスの質の向上・研修等の充実 【4つ目の箱】 区独自のさらなる支援策により介護・障害福祉職員の人材確保・定着に努めます。 ※事務局:新規追加
38	3	3	120	施策の柱3 障害福祉サービス等の充実 (5)サービスの質の向上・研修等の充実 施策・取組の内容 【最後の箱】追加 区内の高齢者施設と障害者施設が参加する「施設サービス向上研究会」において、サービス提供の自己評価(セルフチェック)やサービス向上計画作成を実施し、サービスの質の向上を図ります。 ※第3回策定委員会意見を反映
39	3	3	121	施策の柱4 障害のある子どもへの支援の充実 現状と課題 【5段落目】 さらに発達の遅れやその疑いがある子どもが早期に支援を受けられるように、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実を図っていく必要があります。 【8段落目】 そのため、引き続き、障害児通所支援事業所の誘致を図り、サービス提供体制の充実を図ります。 ※事務局:赤字部分追加
40	3	3	124	施策の柱5 安全・安心な暮らしの確保 現状と課題 【最後の段落】 そして、区、警察、消防等の行政が担う「公助」と連携することで、地域における災害への備えを進め、安心・安全の確保を図っていきます。 ※事務局:赤字部分追加
41	3	3	127	施策の柱6 就労支援の充実 (1)就労支援の推進 【2つ目の箱】 自営や企業で働く重度障害者等の就労を支援するため、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等を活用する等、具体的な取り組みを検討し進めていきます。 ※事務局:事業名を明記

No.	部	章	資料6 計画案 頁	主な変更点
42	3	3	128	施策の柱6 就労支援の充実 (2)多様な働き方の推進 超短時間雇用促進事業について専任のコーディネーターを就労支援センター「げんき品川」に配置し、働きたい人と超短時間に適した業務とのマッチング等を行います。 ※事務局：新規追加
43	3	3	129	施策の柱7 社会参加の促進 【現状と課題】 今後は、障害のあるなしに関わらず、より多くの区民と一緒に楽しむことができる文化芸術やスポーツ等の地域イベントを増やすとともに、障害特性に柔軟に対応し、参加しやすいように参加機会の充実を図ります。 ※資料3協議会意見No1：区民や地域がより参加できるような取り組みに修正
44	3	3	130	施策の柱7 社会参加の促進 (1)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 中途障害者で失語症等の方を対象にした言葉のリハビリ教室、手話講座等の開催、またボランティア養成のための点訳講座、朗読講座等を開催し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。 ※資料4団体ヒアリングNo13：赤字部分追加
45	3	3	135	障害のありなし、あるなし 表記の混合 ⇒障害の「あるなし」に統一 ※資料2－1パブコメNo47
46	-	-	資料編	P138～159「資料編」を掲載